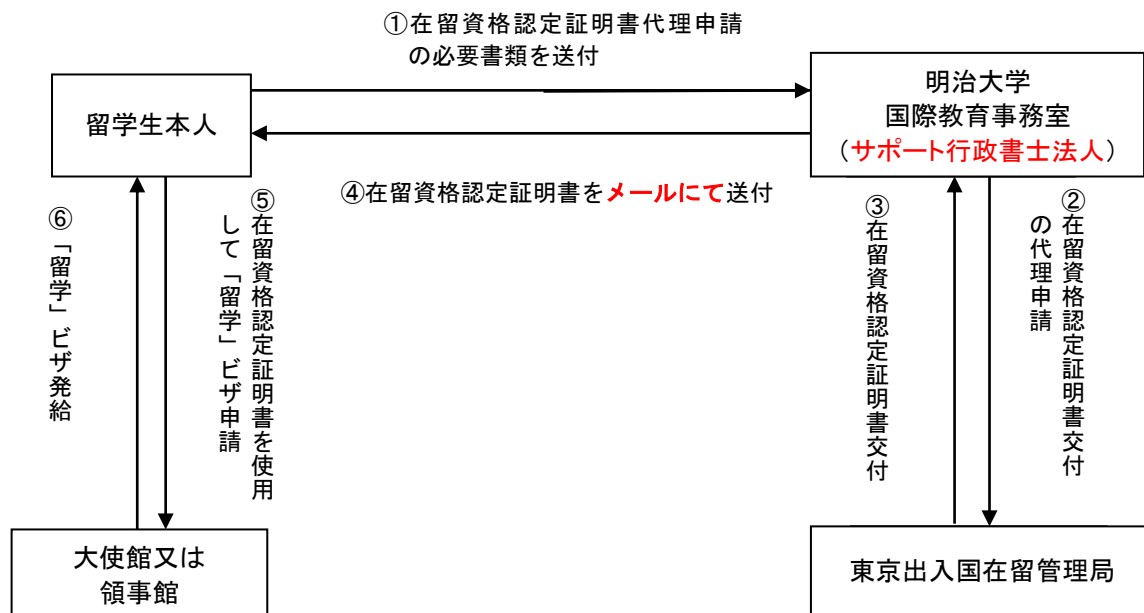


留学ビザ(査証)取得について

「留学」ビザを取得するためには、「留学」ビザを再度取得するために「在留資格認定証明書(COE)」の申請が必要です。大学は、国外にいる学生の代わりに、東京出入国在留管理局にて在留資格認定証明書を申請すること(代理申請)ができます。学生本人は、メールで送付される在留資格認定証明書を使用して、自国の日本大使館又は領事館にて、「留学」ビザ発給の申請を行ってください。

在留資格認定証明書交付の審査には**約 2～3 ヶ月**の期間を要しますので、入学を決定後、速やかに申請準備を行ってください。

<「留学」ビザ取得の流れ>



★COE はメールで交付されます！

参考：出入国在留管理庁「在留資格認定証明書の電子化について」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10_00136.html

<COE 申請の方法>

2026 年 4 月入学予定者は、本学が委託する「サポート行政書士法人」を通じて申請を行ってください。
明治大学への入学を決めた方は、以下の情報を記載し、Meiji_U@shigyo.co.jp までご連絡をお願いします。

【メールに記載する内容】

- ・氏名
- ・メールアドレス
- ・私費留学生である旨
- ・COE 代理申請サポートを希望する旨

(メール文例)

件名:【明治大学】COE 申請の依頼

ご担当者様

私は、2026 年 4 月に明治大学に私費留学生として入学予定の【★あなたの名前を入力】です。

COE 申請のサポートを希望するので、必要書類等を教えてください。

メールアドレスは、【★あなたのメールアドレスを入力】です。

よろしくお願いいたします。

メール送信後は、行政書士事務所からの返信に従って、必要書類の提出などの手続きを進めてください。

<注意事項>

1. COE の交付審査は出入国在留管理局が行うため、審査が遅れた場合や交付が不許可になった場合、大学は責任を負いません。
2. 書類に不備・不足がある場合は代理申請をすることができませんので、すべての書類をよく確認してから、提出してください。
3. COE の有効期限は発行日から3か月です。COE を受け取り次第、ただちに自国の在外公館にて在留資格の取得申請を行ってください。
4. 在留資格「短期滞在」で入国した場合、原則として、日本国内で在留資格「留学」に変更することは認められていません。必ず母国で在留資格「留学」を取得してから日本に入国してください。やむを得ない事情がある場合は、**事前に国際教育事務室** (coe@meiji.ac.jp) に相談してください。

<COE 申請に関するお問い合わせ先>

サポート行政書士法人 明治大学チーム

E-mail: Meiji_U@shigyo.co.jp

T E L : 03-5325-1355

会社 HP: <https://www.shigyo.co.jp/>

以 上